

江南市特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市が一般競争入札にて発注する建設工事で、大規模であって技術的難易度の高い工事等を施工する場合の確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において共同企業体とは、市が発注する特定の施工を目的として、業者が工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体の対象となる工事は、設計金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が次の各号に掲げる工事の区分に応じ、原則として当該各号に定める額以上のものとする。

- (1) 建築一式工事 10億円
- (2) 土木一式工事 5億円
- (3) その他の工事 2億円

2 前項の規定にかかわらず、市内業者への建設技術の移転及び技術力の向上に資すると認められる場合は、共同企業体により施工することができる。

3 前2項に掲げるもののほか、その円滑な施工を図るため、特に技術力を結集する必要があると認められる場合は、共同企業体により施工することができる。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体のすべての構成員は、次の各号すべてに該当するものでなければならない。

- (1) 江南市入札参加資格者名簿に登録されているものであること。
- (2) 市が発注する工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- (3) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

2 工事の種類及び規模等により、前項各号のほか必要に応じ資格要件を追加することができる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。

(結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は自主結成とする。

(出資比率)

第7条 共同企業体の出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう構成員数を勘案して、次に定めるものとする。

- (1) 構成員数2社 30パーセント以上
- (2) 構成員数3社 20パーセント以上

(共同企業体の代表者)

第8条 共同企業体の代表者は、発注工事に対応する許可業種につき、特定建設業の許可を有し

ていること。また、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大とする。

(提出書類)

第9条 共同企業体が入札に参加しようとするときは、江南市一般競争入札要綱に基づき、一般競争入札参加申請書のほかに、次の各号に掲げる書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体協定書(様式第1)

(2) 委任状(様式第2)

2 落札候補者となった共同企業体は、江南市一般競争入札要綱に基づき、資格確認申請に必要な書類を発注者が指定する日時までに提出しなければならない。

(入札参加資格の審査)

第10条 前条第2項の書類の提出を受けたときの審査は、江南市一般競争入札要綱に掲げる資格審査の例による。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 江南市発注に係る_____工事（当該工事内容の変更に伴う工事を
含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 2 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「企
業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

- 第4条 当企業体は、_____年_____月_____日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3
ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当
該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

（代表者の商号又は名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり特定建設工事共同企業体協
定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各構成員が記名して構成員各
自が所持するものとする。

また、この協定書を別途1通作成し、江南市に提出するものとする。

_____年_____月_____日

○代表構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者

○構成員

住 所

商号又は名称

代 表 者

委 任 状

年 月 日

江 南 市 長

特 定 建 設 工 事
共同企業体の名称

委任者 (構成員)	住 所 商号又は名称 代 表 者
--------------	------------------------

私は、_____について_____を代理人
と定め、当企業体の成立の日から解散の日まで、下記の権限を委任します。

受任者 (代表構成員)	住 所 商号又は名称 代 表 者
----------------	------------------------

記

- 1 入札及び見積りに関する事項
- 2 契約締結、変更及び解除に関する事項
- 3 契約代金（前払金及び中間前払金又は部分払金を含む。）の請求及び受領に関する事項
- 4 契約保証金の納付及び受領に関する事項
- 5 その他契約締結に関する事項
- 6 共同企業体の結成に関する事項
- 7 前記事項に関する復代理人選任に関する事項